

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 28 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度危機管理室及び健康長寿部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成31年1月4日から同年2月18日まで

第4 監査の概要

この監査は、危機管理室並びに健康長寿部健康生きがい課及び介護保険課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

休日急病診療所使用料収入状況（健康生きがい課）

補助金支出状況（危機管理室、健康生きがい課、介護保険課）

委託料支出状況（危機管理室、健康生きがい課、介護保険課）

備品管理状況（危機管理室、健康生きがい課、介護保険課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 危機管理室

- (1) 補助金支出状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

2 健康生きがい課

- (1) 休日急病診療所使用料収入状況について
特になし。
平成 27 年度の前回定期監査において、過誤納金の調定に遅れが見受けられたと指摘した点については改善されていた。
- (2) 補助金支出状況について
宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられた。整理を図られたい。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (4) 備品管理状況について
特になし。
前回定期監査等において、備品シールの貼付されていないもの等が見受けられたと指摘した点については改善されていた。

3 介護保険課

- (1) 補助金支出状況について
支出負担行為等の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 委託料支出状況について

特になし。

- (3) 備品管理状況について
特になし。